

2 割引率 国鉄・連絡社線とも3等普通旅客運賃の5割引。

3 旅客運賃割引証 被救護者に対する旅客運賃割引証は、国鉄において作製し、監督官庁を経て被救護施設または団体に配付され、その施設または団体はこれに番号、指定番号、乗車船区間、使用者の氏名および年齢、発行年月日を発行者（施設または団体の代表者）が記入して本人に交付することとなり、その様式はつぎのとおりである。

表

被救護者旅客運賃割引証	
第.....号	指定番号.....
乗車船区間	駅から 駅まで
被救護者氏名 及 び 年 齢	(.....才)
付添人氏名 及 び 年 齢	(.....才)
乗車船等級 及 び 割引率	3 等 5 割
昭和.....年.....月.....日発行	
発行者.....	所在地.....
施設代表者 氏 名.....	
(発行駅)	(発行年月日) (乗車券番号)

9.1 cm

裏

(注 意)

- (1) この割引証は、旅客及び荷物運送規則第75条の規定による施設において救護又は保護を受ける者及び国鉄において必要と認める付添人が旅行する場合に限って使用することができる。
- (2) この割引証の番号・指定番号・乗車船区間・使用者の氏名及び年齢・発行年月日は、発行者が記入しなければならない。
- (3) 発行者が記入する事項を記入せず交付した割引証は、無効とする。
- (4) この割引証によって往復乗車券を購求するときは、乗車船区間の右方余白に「往復」と、又、付添人だけ往復乗車券を購求する場合は「付添人往復」と記入し、使用者の印を押さなければならない。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用することができる。
- (6) この割引証に記入した事項を訂正した場合は、次の証明があるものに限って有効とする。
イ 発行者の記入する事項については発行者の公印
ロ 使用者の記入する事項については使用者の認印
- (7) この割引証の有効期間は、発行の日から1箇月とする。

(平林喜三造)

ひきわたし 引渡し(貨物の) 運送のため発駅において貨主から鉄道への貨物の引渡し、あるいは運送の終了として着駅において貨主に貨物の引渡しをすることをいう。(重森直樹)

ひきわたしきかん 引渡期間 運送人が荷送人から貨物を受

取ってから荷受人に引渡すまでの期間をいう。鉄道は貨物の託送をうけ、これを受取った以上相当の期間内にその運送を完了し、荷受人に引渡さなければならないことは運送人としての当然の義務であるが、実際には何が相当の期間であるかを個々の運送契約ごとに定めることは困難であるので、法律は引渡期間の制度を設け、これにより荷受人が貨物の引渡しをうける予定期間を知ることができるとともに、貨物の延着による損害賠償の場合の延着の基準となしている(商法第577条、鉄道営業法第12条)。貨物の引渡期間は列車または連絡船を指定した場合を除き、発送期間、接続期間、輸送期間および集配期間から成り立っており、これらの各期間の日数を合算したものが引渡期間となっている(鉄道運輸規程第31条)。

(1) 発送期間 発駅における発送準備および着駅における引渡準備に要する期間で2日間となっている。(2) 輸送期間 発駅から着駅までの貨物の輸送に要する期間で、鉄道および自動車線にあっては運賃計算経路の営業キロ程により160kmまでごとに1日、航路においては青森・函館間および小湊・函館間は2日、その他の航路は各1日となっている。(3) 接続期間 鉄道から航路に連絡する場合で、接続駅においてつぎの便船まで待合せのために要する期間であるが、現在のところ国鉄にはこれを定める必要のある航路はない。(4) 集配期間 貨物の集貨または配達のため必要とする期間で、現在は国鉄の責任において配達する宅扱貨物についてのみ配達期間を1日と定めている。列車または連絡船を指定した貨物については、引渡期間はいちじるしく短縮され、発送期間、輸送期間等に関係なく、荷送人が指定した列車または連絡船が、着駅に到着すべき時刻から24時間を経過したときをもって、引渡期間満了のときとしている。国鉄の責任とならない事由たとえば暴風雨により列車が不通となったため、貨物の引渡しが遅れた場合には、その遅延した日数だけ引渡期間は延長されたものとみなされる。また駅留貨物については、到着通知を発信したとき(通知不要のものについては、引渡準備完了のとき)が、引渡期間内であれば現実に引渡ししたときが引渡期間経過後であっても延着とはならない。→損害賠償。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。(桂 重臣)

ひきわたししょうめいしょ 引渡証明書 発駅または着駅に対し、貨主から貨物を確かに荷受人に引渡した事実の証明方の請求があった場合に発行する証明書。現在は貨物受託後3箇月以内にかぎりこの請求に応ずることになっている。(重森直樹)

ひきわたしふのうにもつ 引渡不能荷物

1 引渡不能荷物の発生

手荷物および小荷物は駅留であるときは到着通知の発信、配達であるときは配達請負人へ引き継ぐ等の諸作業を速に行うが、さらに一定期間内に引取りの申出のない駅留荷物については引取りの催告(*荷物受取の催告)を行い、また荷受人不明等の配達荷物については照会状の発信を行い、引渡しの促進に万全を期している。しかし、つぎのような引渡不能の荷物が発生することは避けられない。

(1) 引渡しに関して争いがある荷物 (2) 荷受人が引取りを拒絶した荷物 (3) 荷受人の転居または不明等の荷物。

2 引渡不能荷物の処理

引渡不能荷物が発生したときは、鉄道はつぎによって処理している。

(1) 期間を定め発駅を経て荷送人の指示を求めその指示にしたがって荷物を処理する。

(2) 荷送人の指示を所定期日までに受理できないような場合